



みんなで防ぐ 虐待・DV

11月は「児童虐待防止推進月間」

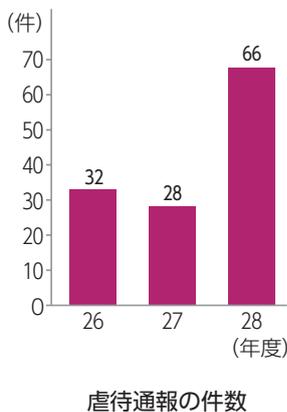
虐待やDVは、誰もが加害者あるいは被害者になり得ます。育児や介護などの悩みを一人で抱え込まず、周りの人や支援機関に相談してください。また、地域社会全体で子どもや障害者、高齢者などを見守り、虐待やDVのサインに気付くことも大切です。虐待やDVを発見したら、ためらわずに相談窓口へ連絡・通報してください。

児童虐待

助けを求める子どもたち

全国の児童相談所における虐待対応件数は年々増加し、厚生労働省の調査によると、28年度は12万2578件でした。最近では、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう「面前DV」の通報が増加しています。子どもがDVを見聞きすると、殴る、蹴るなどの身体的虐待を受けると同様に心に傷を負います。

28年度、市家庭児童支援課では66件の虐待通報を受け付けました。また、西尾市を管轄する西三河児童・障害者相談センターでは、市内で132件の虐待案件に対応しました。もしかしたら、助けを求めている子どもが身近にいるかもしれません。



虐待の種類

- 身体的虐待：殴る、蹴る、激しく揺さぶる、戸外に閉め出す など
- 性的虐待：性器を触ったり触らせたりする、性的行為を強要する

見せる など

- ネグレクト(育児の放棄)：食事を与えない、入浴させない、不潔な環境で生活させる、家に閉じ込める、病院に連れて行かない など
- 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

赤ちゃんを揺さぶらないで

赤ちゃんは頭が大きく首の筋力が弱いため、激しく揺さぶられると脳や神経に重大な障害を負ったり、最悪の場合は命を落としたりします。



虐待としつけは違う

虐待としつけは全く違います。しつけとは「子どもの自立のため、生活習慣やマナーが身に付くよう働き掛けること」です。大人の都合や期待を押し付け、体罰や言葉で責め立てて従わせることはありません。親はしつけのつもりでも、子どもの体や心を傷つけるものであれば虐待になります。

子育てに悩んだり、自分の行為が虐待ではないかと心配になったりしたら、周囲や相談窓口にご相談ください。子育てで誰かに頼ることは恥ずかしいことはありません。

相談窓口

育児に悩んだら…

家庭児童支援課要保護児童担当
☎56・3113

家庭児童相談室
☎56・0324

子育て支援センターやつおもて
☎57・2602

西尾市保健センター
☎57・0661

吉良保健センター
☎32・3001

虐待かなと思ったら…

家庭児童支援課要保護児童担当
☎56・3113

西三河児童・障害者相談センター
☎0564・27・2779

児童相談所全国共通ダイヤル
☎189

DV被害にあったら…

家庭児童支援課DV相談担当
☎56・3113

県女性相談センター
☎052・962・2527

月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く。



虐待のサインに気付いて
虐待される子どもはもちろん、虐待してしまう親も助けを必要としています。しかし、子どもからはうまく伝えられなかったり、親も自分が虐待している(かもしれない)と周りに話すことをためらったりして、助けを求められないことがあります。そのため、問題を抱える家族が発する虐待のサインに早く気付き、対応することが大切です。虐待を受けたと思われる子どもや、子育てに悩む親がいたら、ためらわずに相談窓口ご連絡してください。

問 家庭児童支援課家庭児童支援担当
(☎65・2179)

虐待のサインは「不自然さ」

子どもの心配なサイン

- ・不自然な傷がある
- ・イライラして暴力をふるう
- ・食事に異常に執着する
- ・体や洋服がいつも汚れている など

親の心配なサイン

- ・子どもの健康や安全への配慮が足りない
- ・病気のため子育てが負担になっている
- ・体罰を肯定している
- ・地域で孤立している など

また、虐待を防ぎ、安心して子育てができるよう、さりげない声掛けや手助けなど、地域の皆さんが温かくサポートしてください。

DV ドメスティック・バイオレンス

暴力で相手の心身を傷つける

DVは「配偶者や内縁の妻・夫、婚約者、交際相手など、親密な関係にある人から一方的に受ける暴力」のことです。被害者の多くは、経済的・社会的に弱い立場に置かれている女性です。暴力は、被害者の心身に深い傷を負わせ、そばにいる子どもにも深刻な影響を与えます。最近では女性から男性への暴力(逆DV)や、交際相手から受ける暴力(デートDV)も増えています。

DVは、相手を暴力で支配したいという思いから行ってしまおうと考えられ、きっかけは千差万別です。自分には関係がないと思っけていても、いつか加害者になってしまうかもしれません。

DVの種類

- ・身体的暴力：殴る、蹴る、叩く、首を締める、突き飛ばす など
- ・精神的暴力：怒鳴る、無視する、ばかにする、脅迫する など
- ・経済的暴力：生活費を渡さない、働きに出ることを禁止する など
- ・社会的暴力：自由に外出させない、携帯電話の履歴やメールを細かくチェックする など
- ・性的暴力：性的行為の強要、避妊に協力しない など

どんな暴力も許されない

加害者は暴力をふるった後、別人のように謝罪し、優しく接するようになったかと思えば、また暴力を…と、一定の周期を繰り返して、徐々にエスカレートする傾向があります。

被害者は相手がいつか変わってくれるのではないかと期待や、経済的な不安、子どもや周囲の人に迷惑が掛かるのではないかとという恐怖などで行動に移せないことがあります。身体的、精神的な暴力にさらされ続けると、恐怖感・無力感で正常な判断ができにくくなります。どんな理由があっても暴力は許されません。DVは人権侵害であり、犯罪にもなり得ます。一人で抱え込まずに相談してください。

問 家庭児童支援課家庭児童支援担当
(☎65・2179)

障害者虐待

増加する虐待

障害者虐待は「身体や知的障害のある方、障害や社会的障壁によって日常生活などが困難で援助が必要な方が対象となる虐待」のことです。障害者の尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げるもので、絶対にあってはなりません。具体的には左表の3つに分類され、近年増加傾向にあります。

養護者による虐待	障害者の生活の世話や金銭管理をしている家族や親族などによる虐待。最も多くの相談・通報が寄せられる	4,450件
障害者福祉施設従事者などによる虐待	障害者福祉施設や障害者福祉サービスの事業所で働く職員による虐待。相談・通報が26年度と比べて24%増加	2,160件
使用者による虐待	障害者を雇用する事業主や職場の上司などによる虐待。相談・通報が26年度と比べて28%増加	848件

虐待を防ぐために

障害者虐待は虐待されている方が虐待だと認識できず、自分から被害を訴えられない場合があります。周囲の人は、虐待について理解を深めるとともに、虐待されている人が発するサインに気付くことが大切です。また、障害に対する理解不足や介護疲れ、家族間の人間関係など、さまざまな要因が絡んで虐待につながるため、虐待をしている側にも支援が必要な場合があります。障害者を支える養護者は一人で抱え込まずに相談し、アドバイスやサポートを受けましょう。

養護者に対するサポート例

心をケアする

カウンセリングなどを利用し、精神的に追い詰められた養護者の心を癒やし、家族関係の回復につなげる

負担を軽くする

障害福祉サービスを利用して養護者の負担を減らし、冷静になれる時間を作る

専門的支援をする

養護者自身が支援を必要としている場合、専門機関が適切な支援をする

両方の人を救うために通報を

虐待を受けている障害者や、虐待を見かけた方は、速やかに市の窓口である市障害者虐待防止センターへ通報・相談してください。通報した方や届け出た方の個人情報を守られます。匿名での通報も受け付けています。

障害者虐待は本人では通報できない場合が多く、周囲の協力が不可欠です。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している側が抱える問題の解決につながります。虐待を受けた障害者や虐待をしてしまった方、

知ろう・気付こう～虐待の種類とサイン～

身体的虐待 体に傷や痛みを負わせる など

●こんなサインが…

- ・体に傷やあざ、やけどの跡がしばしばある
- ・急におびえたり、怖がったりする

性的虐待 無理やりわいせつな行為をする など

●こんなサインが…

- ・人目を避け、部屋に独りでいたがる
- ・人に相談するのをためらう

心理的虐待 言葉や態度で精神的苦痛を与える など

●こんなサインが…

- ・おびえる、叫ぶなどパニックを起こす
- ・自分で自分を傷つける行為をする

放棄・放任 世話や介助をせず、心身を衰弱させるなど

●こんなサインが…

- ・体から異臭がするなど衛生状態が悪い
- ・ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる

経済的虐待 本人の同意なしに財産・預金を使うなど

●こんなサインが…

- ・お金を使っている様子がない
- ・生活費などが支払えていない

相談窓口

虐待に気付いたら…

市障害者虐待防止センター
(福祉課内)
☎65・2117

※緊急を要する場合は、
年末年始や夜間でも
対応します。

問 福祉課自立支援担当 (☎65・2115)

両方の人を救うためにもご協力ください。

高齢者虐待

身近になる高齢者虐待

超高齢社会に突入した現代では、誰も介護する・介護される可能性がありません。同時に、高齢者虐待が身近になりつつあります。厚生労働省の調査によると、高齢者が家族などから虐待を受けたと判断された事例は、27年度で約1万5000件に上ります。

虐待の種類

身体的虐待だけが虐待ではありません。高齢者虐待防止・養護者支援法では、高齢者への虐待として次の5つを挙げています。

- ・身体的虐待
たたく、つねる、蹴る、ベッドに縛り付ける など
- ・心理的虐待
排せつの失敗を嘲笑する、子ども扱いする、怒鳴る、悪口を言う、無視する など
- ・介護等放棄
空腹や脱水状態のままにする、おむつを放置する など
- ・経済的虐待
本人のお金を渡さない、財産を本人の意思に反して使う など
- ・性的虐待
懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

無自覚に虐待していることも

厚生労働省の調査によると、虐待をしている人のうち、介護や世話をしている半数以上が「虐待をしている自覚がない」という結果が出ています。虐待と気付かず起こす不適切な事例を、左のチェックリストで確認してみましょう。

無意識にこんなことしていませんか？

- 言うことを聞かないので、無視したり、ののしったりしてしまう
- 良いこと・悪いことを分かってもらうために、たたくなどしてしつけをしている
- 認知症で徘徊するので、部屋に閉じ込めている
- 認知症・寝たきりで世間体が悪いので、訪ねてくる人がいても会わせないことがある
- 年金・預金通帳を管理し、本人に無断で使っている
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておいたりすることがある

防ぐために何ができるのか

高齢者虐待を防ぐには、第三者が介入して虐待がエスカレートするのを防いだり、介護の負担を軽減したりすることが重要です。

第三者が介入するには、早期発見と報告が重要です。虐待に気付いた方は、下表の相談窓口に通報してください。虐待を受けている高齢者本人が届け出ることもできます。

訪問介護などの在宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用することで介護の負担を軽減できます。高齢者本人が「迷惑な存在になっっている」と家族に引け目を感じずに済むというメリットもあります。

適切な介護や認知症の対応が分からず、心身ともに疲れ、追い詰められてしまう養護者は少なくありません。つい手を上げてしまったり、虐待していると自覚していても歯止めが利かなかつたりする場合もあります。一人で抱え込まず、まずは相談してください。高齢者虐待は誰にでもいつかは起こり得る問題です。虐待を未然に防ぎ、地域全体で支えあっていくことが大切です。



問 長寿課地域支援事業担当 ☎65・2120

相談窓口

地域包括支援センター

高齢者の生活を支える拠点。虐待の早期発見・防止など高齢者の人権や財産を守る取り組みなどさまざまな支援を行っています。「どこに相談するのかわからない」という悩みも、まずはこちらで相談ください。

全域	長寿課地域支援事業担当	☎65・2120
八ツ面・三和・室場小学校区	地域包括支援センター東部・八ツ面 花ノ木町2丁目1 (総合福祉センター内)	☎56・1021
西尾・花ノ木小学校区	地域包括支援センター西尾 寄住町洲田18 (西尾老人保健施設内)	☎54・8998
平坂・矢田・中畑小学校区	地域包括支援センター平坂 和泉町22 (西尾病院内)	☎55・7373
鶴城・米津・西野町小学校区	地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31 (米津老人保健施設内)	☎55・3155
寺津・福地南部・福地北部小学校区	地域包括支援センター寺津福地 平口町大溝77 (特別養護老人ホームせんねん村内)	☎64・0002
一色・佐久島中学校区	地域包括支援センター一色 一色町前野新田48-3 (一色老人福祉センター内)	☎72・9654
吉良・幡豆中学校区	地域包括支援センター吉良幡豆 鳥羽町迎49-2 (特別養護老人ホームしはとの郷内)	☎62・6677